

奈良県告示第三百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年一月九日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
片岡台薬局	北葛城郡上牧町片岡台二―一三 ―一六	平成二十九年十月 三十一日
なでしこ薬局	桜井市大字桜井五五―四	平成二十九年十月 三十一日
小向井歯科クリニック	生駒郡平群町北信貴ヶ丘一丁目 五二四―一	平成二十九年十月 三十一日
森戸皮フ科クリニック	大和郡山市小泉町東一丁目六番 地四	平成二十九年十月 三十一日